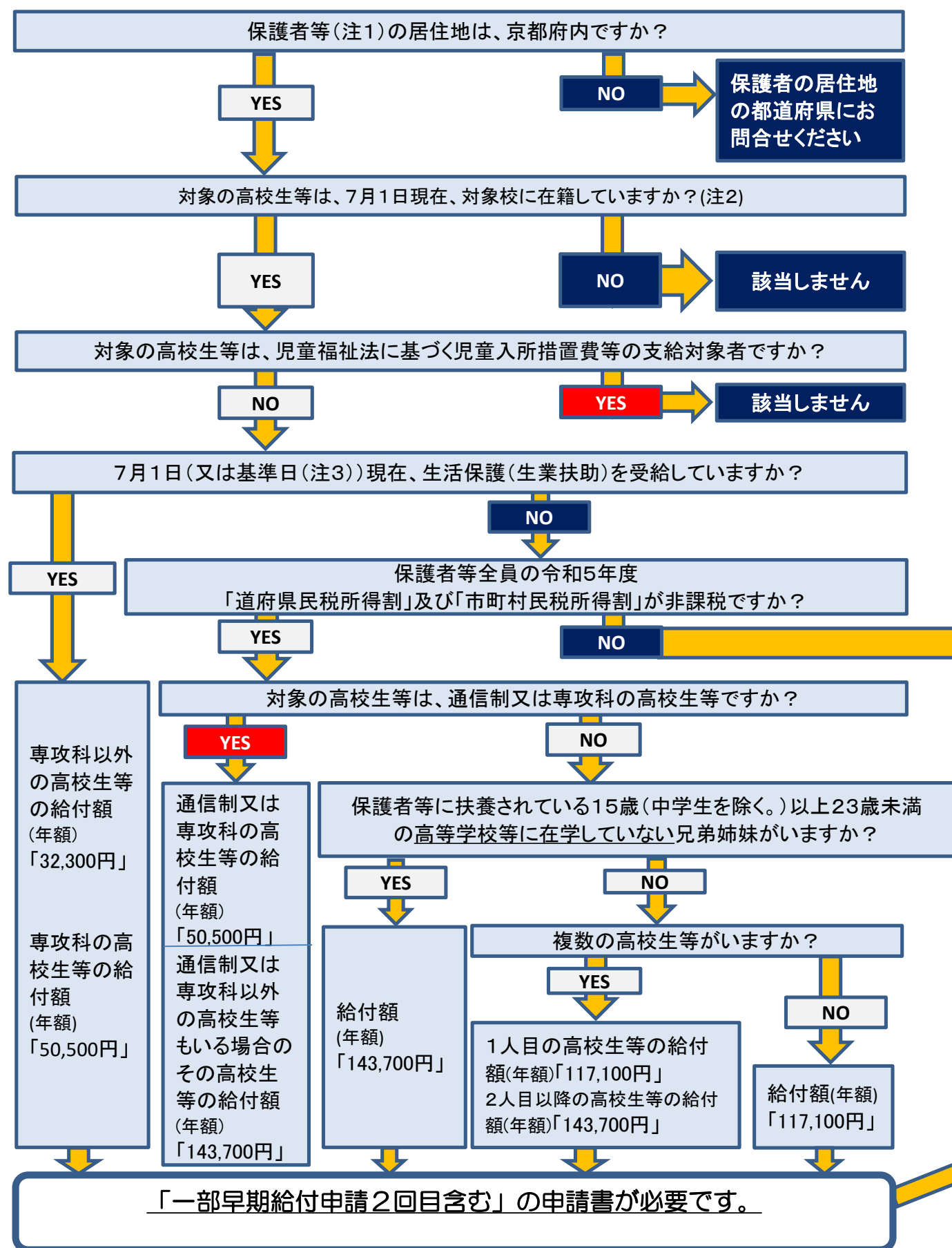


# 京都府奨学のための給付金 対象確認シート

## 「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」



○京都府奨学のための給付金の対象であるか、チャート図で確認してください。

○対象の方は、「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」のどちらに該当するか確認してください。該当する申請書類を事務室で受取ってください。

※申請書類の様式及び提出書類が異なりますので、必ずどちらの給付金に該当するかお知らせください。(または該当する給付金のリーフレットを御持参ください。)

○「一部早期給付申請2回目含む」について、5月に一部早期給付を申請された方、前年度所得による該当者については、申請書類を別途ホームルーム担任よりお渡しします。

今年度該当されない場合は、お手数ですが事務室まで御連絡いただくか、申請書類を返却してください。

保護者等全員が課税されており、保護者等全員に家計急変(失業等。ただし、定年退職除く)が発生しましたか？  
又は保護者等の一方が非課税で、もう一方の課税されている父(母)に家計急変(失業等。ただし、定年退職除く)が発生しましたか？

YES → 家計急変後の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が、非課税相当の世帯(注4)ですか？

NO → 該当しません

不明 → 学校へお問い合わせください。

YES → 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯(注4) 給与収入の場合

| 世帯の人数 | 世帯の年収見込      |
|-------|--------------|
| 3人世帯  | 2,214,286円未満 |
| 4人世帯  | 2,714,286円未満 |
| 5人世帯  | 3,214,286円未満 |
| 6人世帯  | 3,700,001円未満 |
| 7人世帯  | 4,137,501円未満 |

対象となる可能性があります。  
「家計急変」の申請書が必要です。

事務室で奨学のための給付金申請書「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」のいずれかの申請書類を受取ってください。

- (注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。
- (注2) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。
- (注3) 基準日とは、7月1日又は家計急変発生日等